

長岡市告示第240号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり収納事務を委託したので、同条第2項及び長岡市財務規則（平成3年長岡市規則第15号）第62条第2項の規定により告示します。

令和8年4月1日

長岡市長 磯田達伸

- 1 委託した事務の内容  
長岡市中央公民館使用料収納事務
- 2 委託した相手方の住所及び氏名  
長岡市台町2丁目4番56号  
公益社団法人長岡市シルバー人材センター  
理事長 大塚 克弘
- 3 委託を必要とする理由  
施設の受付窓口で使用料を収納することで、収入の確保及び施設利用者の便益の増進に寄与すると認められるため
- 4 委託期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで